

## 死刑執行に関する会長声明

2014年（平成26年）6月26日、大阪拘置所において1名に対する死刑が執行された。現政権下では昨年の4回と合わせ、計5回で9名に死刑が執行されたことになる。当会においては、国民的議論が十分尽くされるまで死刑の執行を停止することを求める旨の声明を、過去繰り返し公表してきたところ、現政権がこのように性急とも言える頻度で死刑の執行を継続していることは極めて遺憾であり、強く抗議する。

国際社会においては、世界の3分の2以上の国々が、死刑を既に廃止ないし停止しており、隣国である韓国においても1998年以降死刑の執行を停止しており、事実上の廃止国とされている。また国連総会は、2012年12月、「冤罪で死刑が執行されれば取り返しが見つからない。死刑が犯罪抑止効果を持つとの確実な証拠もない。」と指摘し、死刑廃止を視野に執行を停止するよう求める決議案を採択している。国際人権（自由権）規約委員会からも、日本は、「世論調査の結果にかかわらず、死刑制度の廃止を前向きに検討」すべきとの勧告を受けており、死刑執行は「日本が抱える最大の人権問題の一つ」である。

死刑制度に関する情報を広く国民に公開し、死刑存廃等についての議論を呼びかけることは国の責務である。裁判員制度において、裁判員は現に死刑を含む量刑判断に参加しており、死刑制度に関する情報の周知と議論の開始は、喫緊の課題である。当会としても、2013年2月に日本弁護士連合会が法務大臣宛てに要請したとおり、死刑制度の廃止について全社会的議論を開始すべく、存置、廃止、中立の各立場から人選された有識者会議の設置を要請する。

そして、死刑制度の在り方について広く冷静に議論を進めるため、死刑の執行は、速やかに停止されなければならない。刑事訴訟法において、刑罰の執行が一般に検察官の指揮のみをもって行いうるのに対し、死刑の執行については法務大臣の命令によるものとされている（同法475条1項）趣旨は、死刑執行の可否については法務大臣の高度な人道的、政治的判断を許容するためであり、死刑に関する全社会的議論の間に死刑の執行を停止することは許容されている。また、同条2項は、死刑執行の命令につき「判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。」と定めているが、これは訓示規定であり、執行停止の妨げにはならない。

以上、当会は、死刑制度に関する情報の公開、有識者会議の設置及び死刑執行の速やかな停止を、改めて強く求める。

2014年（平成26年）6月26日

兵庫県弁護士会

会長 武 本 夕 香 子